

# 社会福祉法人千歳市社会福祉協議会児童・生徒のボランティア体験学習支援事業実施要綱

平成 19 年 10 月 1 日 制 定

## (目的)

第1条 この要綱は、市内小学校、中学校、高等学校等において取り組まれる福祉、ボランティア体験学習事業の実施を支援し、福祉教育のより一層の伸展と普及を図ることについて必要な事項を定めることを目的とする。

## (助成の対象)

第2条 本事業は、学校・P T A 等が実施する次の事業に対し経費の一部を助成する。

- (1) 障がい（擬似）体験事業
- (2) 障がい者、高齢者交流事業
- (3) その他、福祉教育体験事業

## (助成金額)

第3条 助成は次の要件により、予算の範囲内で行う。

- (1) 助成金額は、1申請 20,000 円を上限とする。
- (2) 申請は、同一年度内で1回に限る。

## (助成申請)

第4条 本事業の助成を希望する者は、児童・生徒のボランティア体験学習支援事業助成金交付申請書（第1号様式）に収支予算書（第2号様式）を添えて、会長に提出しなければならない。

## (交付の可否)

第5条 会長は、前条規定による申請を受理したときは、その内容を審査し交付の可否を決定し、その旨を児童・生徒のボランティア体験学習支援事業助成金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

## (実績報告)

第6条 助成を受けた実施者は、助成事業が完了したときは、速やかに児童・生徒のボランティア体験学習支援事業完了報告書（第4号様式）と収支決算書（第5号様式）を会長に提出しなければならない。

## (交付決定の取り消し等)

第7条 会長は、虚偽その他不正な手段により助成を受けた者がある時は、交付金の

全部若しくは一部の返還等、必要な措置を講ずることができる。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

(第1号様式)

児童・生徒のボランティア体験学習支援事業 助成金交付申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人 千歳市社会福祉協議会

会長

様

申請者

代表者

児童・生徒のボランティア体験学習支援事業助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 事業概要

事業名称	
実施年月日 (時 間)	
会 場	
参加対象者 (予定人員)	
具体的な内容	
送金方法	1 現金交付 2 振込(振替)
担当者氏名	

(第2号様式)

児童・生徒のボランティア体験学習支援事業 収支予算書

申請者

(単位：円)

(収入)

科 目	予 算 額	説 明
合 計		

(支 出)

科 目	予 算 額	説 明
合 計		

(第3号様式)

児童・生徒のボランティア体験学習支援事業 助成金交付決定通知書

平成 年 月 日

(事業実施者代表) 様

社会福祉法人千歳市社会福祉協議会  
会長

平成 年 月 日付で申請のありました児童・生徒のボランティア体験学習支援事業助成金交付申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 交付する

(交付決定額) \_\_\_\_\_ 円

2 交付しない

(理由)

(第4号様式)

児童・生徒のボランティア体験学習支援事業 完了報告書

平成 年 月 日

社会福祉法人 千歳市社会福祉協議会

会長

様

実施者

代表者

児童・生徒のボランティア体験学習支援事業が完了しましたので報告します。

記

1 事業概要

事業名称	
実施年月日 (時 間)	
参加対象者 (参加人員)	
具体的な内容 (写真添付)	
成果等	

(第5号様式)

児童・生徒のボランティア体験学習支援事業 収支決算書

実施者

(単位：円)

(収入)

科 目	予 算 額	決 算 額	説 明
合 計			

(支 出)

科 目	予 算 額	決 算 額	説 明
合 計			